

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第9号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
機関	職員	機関	職員
議会の事務局	局長 次長 課長 室長 参事 課長補佐（課内業務の総括、 庶務又は法制に関する事務を行 う課長補佐に限る。） 係長 （法制に関する事務を行う係長 に限る。）	議会の事務局	局長 次長 課長 室長 参事 課長補佐 主幹（庶務又は法 制に関する事務を行う主幹に限 る。） 副主幹（法制に関する 事務を行う副主幹に限る。）
知事 の本 事務 部 局	本庁 統轄監 部長（農業大学の部 長を除く。） 理事監 本部長 次長 参事監 局長 官房長 筆頭総室長 総室長 場長 所長（農林総合研究所園芸試験 場の所長を除く。） 行政監察 監 課長（農業大学の課長を 除く。） 室長（衛生環境研究 所の室長及び農林総合研究所の 室長（技術普及室の室長を除 く。）を除く。） 副局長 副 本部長 副官房長 校長 危機 管理専門官 企画調整幹 民工 芸振興官 参事 税務専門員 医長 課長補佐（課内業務の総 括又は庶務に関する事務を行う 課長補佐、総務課の課長補佐の うち知事若しくは副知事の秘書 又は庁舎の秩序の維持に関する 事務を行うもの、人事企画課の 課長補佐及び業務効率推進課の 課長補佐のうち行政組織又は職 員定数に関する事務を行うもの に限る。） 主幹（農林総合研 究所企画総務部総務担当の主幹	知事 の本 事務 部 局	本庁 統轄監 部長（農業大学の部 長を除く。） 理事監 本部長 次長 参事監 局長 筆頭総 室長 総室長 場長 所長（農 林総合研究所園芸試験場の所長 を除く。） 行政監察監 課長 （農業大学の課長を除く。） 室長（衛生環境研究所の室長 及び農林総合研究所の室長（技 術普及室の室長を除く。）を除 く。） 副局長 副本部長 校 長 企画調整幹 民工芸振興官 チーム長（関西本部企業立地 ・移住促進チームのチーム長に 限る。） 参事 税務専門員 秘書 医長 課長補佐 室長補 佐 筆頭主幹 主幹（庶務に関 する事務を行う主幹並びに総務 課秘書担当、人事企画課及び業 務効率推進課改革推進担当の主 幹に限る。） 総括主計員 主 計員 企画員 主任監察員 副 主幹（総務課庁舎管理担当、人 事企画課、福利厚生課及び業務 効率推進課改革推進担当の副主

		に限る。) 総括主計員 主計員 企画員 主任監察員 係長 (総務課の係長のうち知事若しくは副知事の秘書に関する事務を行うもの、人事企画課の係長、業務効率推進課の係長のうち行政組織又は職員定数に関する事務を行うもの及び福利厚生課の係長に限る。) 監察員 主事 (総務課の主事のうち知事又は副知事の秘書に関する事務を行うもの及び人事企画課の主事のうち人事、給与又は服務に関する事務を行うものに限る。)
	総合事務所	所長 局長 副局長 課長 支所長 室長 (心と女性の相談室、医薬・疾病対策室及び医薬・感染症対策室の室長を除く。) チーム長 参事 医療指導監 課長補佐 (庶務又は庁舎管理に関する事務を行う課長補佐に限る。) 主幹 (庶務に関する事務を行う主幹に限る。)
	略	
	会計管理者	会計管理者 局長 課長 室長 課長補佐 (課内業務の総括又は庶務に関する事務を行う課長補佐に限る。) 係長 (会計指導課の係長のうち資金運用に関する事務を行うものに限る。)
教育委員会事務局の事務部局等	教育委員会事務局の本庁	教育長 理事監 教育次長 次長 参事監 課長 室長 参事 義務教育主査 高校教育主査 課長補佐 (課内業務の総括又は庶務に関する事務を行う課長補佐及び教育総務課の課長補佐に限る。) 係長 (教育総務課の係長のうち給与、人事又は企画調整に関する事務を行うもの、小中学校課及び高等学校課の係長のうち人事に関する事務を行うもの並びに特別支援教育課の係長のうち庶務又は人事に

		幹に限る。) 監察員 主事 (人事企画課の主事で、企画に関する事務を行うものに限る。)
	総合事務所	所長 局長 副局長 課長 室長 (心と女性の相談室、医薬・疾病対策室及び感染症・疾病対策室の室長を除く。) チーム長 参事 医療指導監 館長 課長補佐 主幹 (庶務に関する事務を行う主幹に限る。)
	略	
	会計管理者	会計管理者 局長 課長 室長 課長補佐 主幹 (会計指導課 資金運用・国費担当の主幹に限る。)
教育委員会事務局の事務部局等	教育委員会事務局の本庁	教育長 理事監 教育次長 次長 参事監 課長 室長 参事 義務教育主査 高校教育主査 課長補佐 室長補佐 主幹 (教育総務課総務担当、給与担当及び企画調整担当の主幹に限る。) 係長 (小中学校課管理係、特別支援教育課管理係及び高等学校課管理係の係長に限る。) 副主幹 (教育総務課給与担当、人事担当及び企画調整担当、小中学校課就学助成担当及び管理係、特別支援教育課総

	<p>関する事務を行うものに限る。) 管理主事(小中学校課、特別支援教育課及び高等学校課の管理主事のうち人事に関する事務を行うものに限る。) 主事(教育総務課の主事のうち給与、人事又は企画調整に関する事務を行うもの並びに小中学校課及び高等学校課の主事のうち人事に関する事務を行うものに限る。)</p>
	略
	略
	略
人事委員会事務局	局長 次長 課長 係長
	略
備考	
1	略
2	略
3	略

	<p>務担当並びに高等学校課管理係の副主幹に限る。) 管理主事(小中学校課、特別支援教育課及び高等学校課の管理主事で人事関係の企画に関する事務を行うものに限る。) 主事(教育総務課給与担当、人事担当及び企画調整担当、小中学校課就学助成担当並びに高等学校課管理係の主事で人事関係の企画に関する事務を行うものに限る。)</p>
	略
	略
	略
人事委員会事務局	局長 次長 課長 副主幹
	略
備考	
1	略
2	<u>この表中「課長補佐」とは、課長補佐のうち庶務又は庁舎管理に関する事務を行う課長補佐をいう。</u>
3	<u>この表中「室長補佐」とは、室長補佐のうち庶務に関する事務を行う室長補佐をいう。</u>
4	略
5	略

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。